

令和4年2月17日

保護者の皆さまへ

取手市長 藤井 信吾
(公印省略)

保育施設利用の自粛期間並びに緊急特別保育の実施期間の終期について

日頃より、教育・保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

昨日、新型コロナウイルス感染症対策として、茨城県はまん延防止等重点措置の延長を国に要請したことを発表いたしました。一方で、児童の感染が一定程度抑制されていることを踏まえ、学校の対策を緩和し、2月21日(月)から通常登校、通常授業とすることとなっております。

保育施設におきましても、通常の感染症対策に加え、登園自粛の効果によって一定程度の感染抑制がみられております。このような状況から、ご協力をいただいております保育施設利用の自粛並びに緊急特別保育の実施期間について、下記のとおり2月18日(金)までとし、2月19日(土)より通常保育といたします。登園自粛のご対応などご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、市の対応についても急きょ変更となる可能性がありますのでご了承ください。

記

1 自粛要請期間

令和4年1月31日(月)～令和4年2月18日(金)

令和4年2月19日(土)から通常保育とします。

2 対象施設

市内の公立私立認可教育・保育施設

(保育所、保育園、認定こども園、幼稚園、事業所内保育事業)

3 利用者負担額(保育料)の取扱い

自粛要請期間において日割り計算となります。保育所・保育園においては2月分の保育料変更もしくは3月分と精算のいずれかになります。

認定こども園、事業所内保育事業においては各園での対応となります。

4 利用にあたってのご注意

各施設の検温等のルールを厳守してください。また同居家族に発熱、咳、倦怠感等の体調不良の方がいる場合についても利用を控えていただき、施設へ必ずご連絡ください。

保護者の皆さまにおかれましては、送迎の際、マスク等による咳エチケットにご協力をお願いいたします。

問合せ先
取手市役所 子育て支援課
電話 0297-74-2141 (内線 1342)